

春日井市一時保育促進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童の福祉の増進を図るため、保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の傷病等による緊急時の保育など一時保育促進事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 非定型的保育サービス 保護者の就労形態等により家庭における保育が断続的に困難となる児童に対し行う保育サービス
- (2) 緊急保育サービス 保護者の疾病、入院等により緊急的に保育を必要とする児童に対し行う保育サービス
- (3) 私的理由による保育サービス 保育者の育児に伴う心理的肉体的負担を解消するために行う保育サービス

(対象児童)

第3条 対象となる児童は、市内に居住し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の規定による保育の実施の対象とならない就学前児童（事項において「就学前児童」という。）であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 保護者の就労形態等により、家庭における保育が断続的に困難となり、一時的に保育が必要となる児童
- (2) 保護者の疾病、入院等により緊急的に保育を必要となる児童
- (3) 私的な理由その他の事由により一時的に保育が必要となる児童

2 前項の規定にかかわらず、災害、保護者の疾病等によりやむを得ないと市長が認めたときは、市外に居住する就学前児童を対象児童とするものとする。

(実施保育所及び定員)

第4条 事業を実施する保育所、定員等は、別表のとおりとする。ただし、市長が緊急保育サービスを行う必要があると認めるときは、その定員を超えることができる。

(保育期間)

第5条 保育期間は、保育を必要とする期間で、1月当たり14日以内とする。

ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、必要最小限の範囲内で延長することができる。

(保育時間)

第6条 保育時間は原則として、午前8時30分から午後4時までとする。ただし、土曜日は午前8時30分から正午までとする。

(休日)

第7条 この事業における休日は、保育所の休業日とする。

(入所の手続き)

第8条 事業を利用しようとする児童の保護者（以下「申請者」という。）は、利用の前日までに一時保育利用申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、保育の必要を認めたときは、一時保育利用決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、事業の要件に該当しないと認めるとき又は保育所の定員を超えているときは、一時保育利用却下通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

4 申請者は、一時預かり予約システムにより、利用の予約申込みができる。

5 前項の規定により予約申込みをしたときは、事業の利用を始めようとする日までに一時保育利用申請書を市長に提出しなければならない。

6 第1項、第2項及び前項の規定にかかわらず、事業の利用の申請及び決定については、市長が特に支障がないと認めるときは、口頭で行うことができるものとする。

(費用負担)

第9条 事業を利用する児童の保護者は、春日井市手数料条例（平成12年春日井市条例第5号）に定める利用料を負担しなければならない。

(利用料の徴収)

第10条 前条に規定する利用料は、実施保育園の長が利用の都度徴収し、当月分を翌月5日までに市に納入するものとする。

(雑則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に春日井市一時保育促進基盤整備事業実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の春日井市一時保育促進事業実施要綱の規定は、平成 24 年 4 月 1 日以後に実施する保育について適用し、同日前に実施する保育については、なお従前の例による。
 - 3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市一時保育促進事業実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市一時保育促進事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市一時保育促進事業実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市一時保育促進事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

別表

実施保育所	所在地	定員	受入年齢
白山保育園	春日井市味美白山町2丁目3番地2	10名	1歳
高座保育園	春日井市高蔵寺町北3丁目6番地3	10名	6か月

第1号様式（第8条関係）

年 月 日

一時保育利用申請書

（宛先）春日井市長

保護者 住所

氏名

電話

一時保育を受けたいので、次のとおり申請します。

利用児童の氏名			
利用児童の生年月日		年 月 日	
希望保育所名		保育園	
希望する保育時間		時 分 ～ 時 分	
入所希望日	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
入所理由	該当する番号に○をつけてください。		
	1 就労・就学（名称	時間	: ~ :
	2 傷病・看護・出産（内容)
	3 リフレッシュ		
	4 その他（具体的に)

第2号様式（第8条関係）

年 月 日

一時保育利用決定通知書
様

春日井市長

月 日付けの申請については、次のとおり決定したので通知します。

児 童 の 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
保 育 所 名	保育園
入 所 期 間	年 月 日から 年 月 日までの 1 毎 日 2 指定日（ ）
保 育 時 間	時 分 ～ 時 分
備 考	

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

一時保育利用却下通知書

様

春日井市長

月 日付の申請については、次のとおり一時保育を利用することができませんので通知します。

児 童 の 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
保 育 所 名	保育園
却 下 理 由	
備 考	